

副 本

平成25年(行ケ)第59号 裁決取消等請求事件

平成25年(行ケ)第60号 裁決取消等請求事件

原 告 草野利一ほか56名, 清水正悟

被 告 国(処分行政庁 総務大臣)

準 備 書 面 (1)

平成26年4月21日

東京高等裁判所第23民事部Eイ係 御中

被告指定代理人

中 野 康 典 中 島 伸一郎 下 宮 浩 幸 梅 田 敦 川 口 晃 黒 田 淳 鈴 木 厚 志 大 橋 豊 石 川 秀 樹 

第1 事案の概要	5
第2 法令の規定等	5
1 高周波利用設備の設置に係る規制	5
(1) 法100条1項の規定	5
ア 法100条1項	5
イ 趣旨	6
(2) 同条項の適用除外	6
ア 1号括弧書き	6
イ 適用除外を設けた趣旨	6
ウ 法100条1項1号括弧書き「その他総務省令で定める通信設備」の解釈(委任の趣旨・範囲)	6
(3) 総務省令で定める総務大臣の許可を要しない高周波利用設備(施行規則44条1項)	8
(4) 施行規則44条1項1号(1)(前記(3)①)における総務大臣の指定	9
ア 制度概要	9
(ア) 区分(施行規則44条2項)	9
(イ) 手続(施行規則46条1項)	10
(ロ) PLC機器に関する型式指定の技術基準(本件技術基準)(施行規則46条の2第1項5号)の内容	10
(ハ) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法(総務省告示520号)	13
イ 事前の型式指定制度を採用した趣旨	15
ウ 本件技術基準について	16
(ア) 本件技術基準の意義等	16
(イ) 本件技術基準策定の経緯	17
a 政府全体の基本方針	17

b	社団法人日本経済団体連合会からの規制改革要望	19
c	高速電力線搬送通信に関する研究会報告書（乙第5号証）	21
d	情報通信審議会の一部答申（乙第4号証）	22
e	省令の改正	24
2	総務大臣による型式指定処分に対する不服申立て等	25
(1)	総務大臣による型式指定処分処分に対する不服申立てに関する法制	25
ア	異議申立て制度	25
イ	異議申立てに対する総務大臣の決定に対する司法審査	26
(2)	型式指定処分に関する異議申立てに対する決定における司法審査の在り方	26
ア	司法審査の内容	26
イ	事実認定の拘束性	27
第3	本件棄却決定が適法であること	29
1	本件棄却決定の内容	29
(1)	総務大臣による本件棄却決定	29
(2)	電波監理審議会による本件決定案の議決	29
ア	本件技術基準における伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の許容値並びにその測定法の策定経緯とその内容	29
(7)	許容値策定の基本方針	29
(i)	許容値の策定	30
a	屋内配線モデルの仮定（電力線配線の単純化）	30
b	上記モデルを流れるコモンモード電流による漏えい電波	32
c	PLC機器に適用すべき許容値の計算	32
(ij)	許容値との適合性を測定する測定法	35
a	一般の電子機器と同様の測定法を適用すること	35
b	通信時の測定では、最大通信速度の状態で測定を行うこと	36

(イ) 理論値の妥当性についての検証	37
イ 周囲雑音の意味及びその測定方法の合理性について	38
(ア) 「周囲雑音」の概念について	38
(イ) 周囲雑音の測定における測定系の感度について	39
ウ PLC機器から発生するコモンモード電流の許容値の合理性	41
(ア) 測定方式について	41
(イ) フォールデッドダイポール形成等について	41
(ウ) 許容値設定に用いたモデル家屋の設定について	42
エ コモンモード電流をコンセントで測定すれば足りるとした方法の合理性 について	43
(ア) 漏えい電波自体の電界強度での規制について	43
(イ) 屋内配線上で均一でないコモンモード電流の最大値を把握することに ついて	44
(ウ) CISPR等における議論について	45
オ 本件PLC機器の市販状況と被害（電波混信・妨害）の有無について	46
2 電波監理審議会の事実認定を前提とすべきであること	47
(1) 電波監理審議会の事実認定は実質的な証拠に基づいた認定であること	47
(2) 原告らの主張は失当であること	47
3 総務大臣の本件棄却決定は適法であること	47
(1) 本件技術基準が合理的であること	47
(2) 本件型式指定処分は適法であること	48
(3) 本件棄却決定は適法であること	49
4 小括	49
第4 系	49

被告は、本準備書面において、総務大臣による本件棄却決定が適法であり、原告らの請求に理由がないことについて述べる。

なお、略語等については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 事案の概要

請求の趣旨第1項の訴えは、アマチュア無線愛好家である原告らが、本件型式指定申請に対して行った総務大臣の本件型式指定処分について本件異議申立てをしたところ、電波監理審議会において、原告らの本件異議申立てを棄却する旨の本件決定案が議決され、これに基づき総務大臣が本件異議申立てを棄却する旨の本件棄却決定を行ったことに対して、本件技術基準(施行規則46条の2第1項5号)は不合理な規定であり、本件技術基準を前提に行われた本件型式指定処分も違法であって、したがって、原告らの本件異議申立てを棄却した本件棄却決定も違法であると主張して、本件棄却決定の取消しを求める事案である。

第2 法令の規定等

1 高周波利用設備の設置に係る規制

(1) 法100条1項の規定

ア 法100条1項

法100条1項は、「電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備」(1号)や「無線設備及び前号の設備以外の設備であって十キロヘルツ以上の高周波電流を利用するもののうち、総務省令で定めるもの」(2号)(以下、10キロヘルツ以上の高周波電流を利用する設備を「高周波利用設備」という。)について、当該設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない

い旨規定する。

イ 趣旨

高周波利用設備は、本来、電波を空間に発射することを目的とするものではないが、高周波電流を利用するため、ともすると漏えいする電波が空間に輻射され、その漏えい電波が混信又は雑音として受信される等によって他の無線設備の機能に障害を与えるおそれがある。

このような観点から、法100条1項は、他の無線設備の機能に障害を与えるおそれの高い10キロヘルツ以上の高周波電流を利用する高周波利用設備について、総務大臣による事前の許可を受けなければならないとし、そのための審査を通じて、他の無線通信を妨害する高周波利用設備が設置されることを未然に防ごうとしたものである。

(2) 同条項の適用除外

ア 1号括弧書き

他方で、「ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備」については、例外として法100条1項の許可を要しないこととされている(同項1号括弧書き)。

イ 適用除外を設けた趣旨

法が、ケーブル通信設備、平衡二線式裸線搬送設備のような高周波利用設備について、総務大臣による事前の許可を不要とした趣旨は、これらの設備については、漏えい電波が弱く、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が典型的に低いことから、あらかじめ総務大臣による許可を要するとする事前規制を緩和することとし、このような設備が設置された後に他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときには、総務大臣による事後的な措置(法101条、82条1項)で対処するのが相当であると考えられたことにある。

ウ 法100条1項1号括弧書き「その他総務省令で定める通信設備」の解

釈(委任の趣旨・範囲)

(7) 高周波利用設備のうち、漏えい電波が弱く、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が低い設備は、ケーブル通信設備、平衡二線式裸線搬送設備以外にも想定されるところ、法は、その通信設備が多種多様であること、漏えい電波が弱く、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が低いかどうかについては、技術の進歩等を見ながらの高度な専門技術的な判断を要すること、さらには、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進するという法の目的(法1条)を踏まえ、社会における必要性・有用性及びその変化等の諸事情を鑑みて政策的な判断をする必要もあることから、その定めを総務省令に委任している。

(1) すなわち、高周波利用設備には、漏えい電波が強いことから、他の無線設備の機能に重大な障害を与える可能性が高く、個別的に総務大臣の許可を要するとして厳格な事前規制を及ぼすべき設備もあれば、前記イで述べたとおり、漏えい電波が弱く、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が低い設備もある。

しかも、高周波利用設備のうち漏えい電波が弱い通信設備は、多種多様なものが想定される上に、技術の進歩や社会における必要性・有用性及びその変化等、時代の変遷により多様かつ急速に変化するものと考えられる。

そして、想定される多種多様な通信設備の中で、どの程度の漏えい電波であれば他の無線設備の機能に無視できない障害を与える可能性が低いかといった判断については、極めて高度な専門的技術的判断を要するものである上、時代の技術的進歩によって目まぐるしく変化し得るものである。

また、いかなる通信設備が社会において必要とされるか、有用とさ

れるかといった判断についても、高度に専門的、政策的な判断を要するものである。

そこで、法は、漏えい電波が弱く、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が低い通信設備については、設備ごとに総務大臣の許可を要するという厳格な事前規制を緩和することとし、そのような通信設備の定めを時代の変化に応じて迅速に対応し得る総務省令に委任することとしたのである。

(3) 総務省令で定める総務大臣の許可を要しない高周波利用設備 (施行規則 4 4 条 1 項)

法 100 条 1 項 1 号括弧書きの委任を受けて、施行規則 4 4 条 1 項は、総務大臣による事前の許可を要しない通信設備として

- ① 定格電圧 100 ボルト又は 200 ボルト及び定格周波数 50 ヘルツ又は 60 ヘルツの単相交流を通ずる電力線^{*1}を使用するものであって、その型式について総務大臣の指定を受けた電力線搬送通信設備 (電力線に 10 キロヘルツ以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備。以下同じ。) (同項 1 号 (1), 下線は引用者による。)
- ② 受信のみを目的とする電力線搬送通信設備 (同号 (2))
- ③ 線路から $\lambda/2\pi$ (λ は搬送波の波長をメートルで表したものとし、 π は円周率とする。) の距離における電界強度が毎メートル 15 マイクロボルト以下の誘導式通信設備 (線路に 10 キロヘルツ以上の高周波電流を流すことにより発生する誘導電波を使用して通信を行う設備。以下同じ。) (同項 2 号 (1))
- ④ 誘導式読み書き通信設備 (13.56 メガヘルツの周波数の誘導電波を

*1 日本における一般家庭の電力線等はこれに当たる。

使用して記録媒体の情報を読み書きする設備。以下同じ。)であって、その設備から3メートルの距離における電界強度が毎メートル500マイクロボルト以下の誘導式通信設備(同号(2))

- ⑤ 誘導式読み書き通信設備であって、その型式について総務大臣の指定を受けた誘導式通信設備(同号(3))

を規定している(乙第184号証)。

(4) 施行規則44条1項1号(1)(前記(3)①)における総務大臣の指定

ア 制度概要

(7) 区分(施行規則44条2項)

施行規則44条1項1号(1)(前記(3)①)における総務大臣の指定は

- i 10キロヘルツから450キロヘルツまでの周波数の搬送波^{*1}を使用する電力線搬送通信設備(搬送式インターホン(音声信号を送信し、及び受信するもの)(同項1号(1))、一般搬送式デジタル伝送装置(デジタル信号を送信し、及び受信するものであって、40デシベル以上の減衰量を有するブロッキングフィルタにより他の通信に混信を与えないような措置が講じられた電力線又は他への分岐がない電力線を使用するもの)(同号(2))、特別搬送式デジタル伝送装置(デジタル信号を送信し、及び受信するものであって、使用する電力線に制限がないもの)(同号(3)))
- ii 屋内において2メガヘルツから30メガヘルツまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備(「広帯域電力線搬送通信設備」、いわゆるPLC)(同項2号、下線は引用者

*1 搬送波

通信において情報を送るための信号。

による。)

の区分ごとに行う。

(イ) 手続(施行規則46条1項)

施行規則44条2項(前記(7))の区分による総務大臣の指定を受けようとする者は、申請書に、型式名、接続図、外観図等を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

総務大臣は、型式の指定の申請があった場合、申請に係る型式が施行規則46条の2第1項各号に規定する条件に適合していると認めたときは、型式^{*1}の指定を行うこととされている(同項柱書き、下線は引用者による。)

(ウ) PLC機器に関する型式指定の技術基準(本件技術基準)(施行規則46条の2第1項5号)の内容

PLC機器に関しては、総務大臣は、型式の指定の申請があったPLC機器が以下のとおりの条件に適合しているものと認められたときは、型式の指定を行う(施行規則46条の2第1項5号)。

- a 搬送波の周波数が2メガヘルツから30メガヘルツまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式^{*2}がスペクトル拡散方式^{*3}のものは、拡

*1 型式

量産される機械器具などの内部構造や外形を特徴付ける一つ一つの型。モデル。

*2 変調方式

情報を記録・伝送するに当たり、情報及び記録・伝送媒体の性質に応じて情報を最適な電気信号に変換する操作の方式。

*3 スペクトル拡散方式

情報伝送に必要な信号を本来よりも広い帯域幅に拡散して通信を行う方式。

散範囲^{*1} が2メガヘルツから30メガヘルツまでの間にあるものであること。

- b 伝導妨害波^{*2} の電流及び電圧並びに放射妨害波^{*3} の電界強度^{*4} は、次の①から③までの各表に定める値以下であること。

*1 拡散範囲

スペクトル拡散方式で用いる帯域幅。

*2 伝導妨害波

機器に接続された信号線や電力線を通して伝わる妨害波。

*3 放射妨害波

機器から電波として放射される妨害波。

*4 電界強度

電波が伝搬したときの、ある地点におけるその電波の電界または磁界の強さのこと。

①通信状態における伝導妨害波の電流		
周波数帯	許容値 (1 マイクロアンペアを 0 デシベルとする。)	
	準尖頭値 ^{*1}	平均値
150kHz 以上 500kHz 未満	36 デシベルから 26 デシベル まで ※	26 デシベルから 16 デシベル まで ※
500kHz 以上 2MHz 以下	26 デシベル	16 デシベル
2MHz を超え 15MHz 未満	30 デシベル	20 デシベル
15MHz 以上 30MHz 以下	20 デシベル	10 デシベル
注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。		
②非通信状態における伝導妨害波の電圧		
周波数帯	許容値 (1 マイクロボルトを 0 デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz 以上 500kHz 未満	66 デシベルから 56 デシベル まで ※	56 デシベルから 46 デシベル まで ※
500kHz 以上 5MHz 以下	56 デシベル	46 デシベル
5MHz を超え 30MHz 以下	60 デシベル	50 デシベル
注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。		
③放射妨害波の電界強度		
周波数帯	許容値 (毎メートル 1 マイクロボルトを 0 デシベルとする。)	
30MHz 以上 230MHz 以下	30 デシベル	
230MHz を超え 1000MHz 以下	37 デシベル	

*1 準尖頭値 尖頭値と平均値の中間的な値で、波の瞬時値の最大値とその出現確率の両方を反映するように規定されたもの。

- c bに掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。
- d その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと(施行規則46条の2第1項1号(6)に掲げる条件)
- e 筐体^{*1}の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

(I) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法
(総務省告示520号)

前記(イ)cの規定を受けて、伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の具体的な測定方法が総務省告示520号(以下「本件告示」という。乙第3号証)において定められている。

具体的な測定は、本件告示1項に規定された測定器具を用いて、以下のとおり行う。

- a 伝導妨害波の電流の測定方法(本件告示2項)
 - (a) 通信状態における電源端子^{*2}の伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値を測定する。
 - (b) 外来妨害波の影響を除去するために、測定は電磁遮へい室^{*3}内で

*1 筐体

電子機器の主要部分を格納する箱形の容器。

*2 電源端子

電子機器の電線を接続し、電源を得る部分。

*3 電磁遮へい室

導体製の障壁で仕切ることにより、電磁場が流れるのを制限した部屋のこと。

行い、電源供給は高域除去電源フィルタ^{*1}を介して行う。

- (c) 測定は、被測定電力線搬送通信設備及び通信線を介して接続された通信用装置並びに被測定電力線搬送通信設備と電源線を介して通信を行う対向電力線搬送通信設備^{*2}及び対向通信用装置^{*3}を用いて、本件告示2項3号(1)ないし(7)に定められた方法に従って行う。

なお、通信用装置、対向電力線搬送通信設備及び対向通信用装置から発生する妨害波並びに通信線から漏えいする妨害波が、測定結果に影響を及ぼさないようにすること。

b 伝導妨害波の電圧の測定方法(本件告示3項)

- (a) 非通信状態における電源端子の伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値を測定する。
- (b) 外来妨害波の影響を除去するために、測定は電磁遮へい室内で行い、電源供給は高域除去電源フィルタを介して行う。
- (c) 測定は、被測定電力線搬送通信設備及び通信線を介して接続された通信用装置を用いて、本件告示3項3号(1)ないし(6)に定められた方法に従って行う。

*1 高域除去電源フィルタ

電源から発する高い周波数帯のノイズを除去するフィルタ。

*2 対向電力線搬送通信設備

測定対象となる電力線搬送通信設備の通信の相手方となる電力線搬送通信設備。

*3 対向通信用装置

測定対象となる電力線搬送通信設備の通信の相手方となる電力線搬送通信設備と通信線で接続された装置。

なお、通信用装置から発生する電磁妨害波及び通信線から漏えいする妨害波が、測定結果に影響を及ぼさないようにすること。

c 放射妨害波の測定方法(本件告示4項)

- (a) 通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値を測定する。
- (b) 測定は、放射妨害波の測定場において、被測定電力線搬送通信設備及び通信線を介して接続された通信用装置、これらと電源線を介して通信を行う対向電力線搬送通信設備及び対向通信用装置並びに電源端子用インピーダンス安定化回路網^{*1}を用いて、本件告示4項2号(1)ないし(8)に定められた方法に従って行う。

なお、通信用装置、対向電力線搬送通信設備及び対向通信用装置から発生する妨害波が測定結果に影響を及ぼさないようにし、また、電源供給は、高域除去電源フィルタを介して行うこと。

- (c) 測定に当たっては、野外の測定では、無線局等からの電波や周囲雑音の混入が予想されるため、被測定電力線搬送通信設備への電源供給を停止し、かつ、通信用装置、電源端子用インピーダンス安定化回路網、対向電力線搬送通信設備及び対向通信用装置への電源供給を行った状態で、測定周波数において周囲雑音レベルを測定し、許容値より10デシベル以上低いことを確認すること。

イ 事前の型式指定制度を採用した趣旨

前記(2)ウで述べたとおり、法は、設備につき総務大臣の許可を要しな

*1 電源端子用インピーダンス安定化回路網

電源端子に接続された補助装置から発生するディファレンシャルモード電流(平行する2本の導線で大きさが等しく、かつ、逆方向に流れる電流)がコモンモード電流に変換されて測定結果に影響を及ぼすことを防ぐための回路網。

い通信設備の定めについて総務省令に委任することとしたところ、通信設備からの漏えい電波が他の無線設備の機能に重大な障害を与える可能性が低いと認められるか否かは、当該通信設備が利用する搬送波の周波数等の仕様、いわば通信設備の機種ごとに異なり得るものであるから、総務大臣の許可を要しない通信設備を定めるためには、個々の機器ごとに漏えい電波の強さ等を測定する必要はないとしても、当該通信設備の機種・型式ごとに漏えい電波の強度を測定すること等によって、他の通信設備の機能に重大な障害を与える可能性が低いかな否かを検証しておくことが合理的である。

このような観点から、施行規則44条1項1号(1)は、総務大臣の許可を要しない電力線搬送通信設備については、その型式について総務大臣の指定を受ける必要があるとしたものであって、このような事前の型式指定制度を採用することも総務省令に委任した法の趣旨に照らして委任の範囲内といえるものである。

ウ 本件技術基準について

(ア) 本件技術基準の意義等

施行規則は、前記イで述べた事前の型式指定制度を採用した上で、前記ア(ウ)で述べたとおり、総務大臣が型式の指定を行うに当たっての技術基準(本件技術基準)を規定している。

もとより、総務大臣による事前の型式指定については、指定の基準が示されている方が好ましいものであるところ、通信設備からの漏えい電波が他の無線設備の機能に重大な障害を与える可能性が低いと認められるか否かは、型式指定の基準にあっては、当該通信設備が利用する搬送波の周波数等のほか、設置される環境、周辺の他の無線設備が利用する周波数帯等によって異なるのであり、PLCの場合、その利用周波数が短波帯であり、そこには電波妨害となり得る雑音の発生

源が自然界及び人の社会活動に多数存在すること、P L C機器が設置される通常の家屋においては多種多様な家電機器等の設置が想定されること、P L C機器の設置場所と妨害を受ける無線局の所在場所や両者の位置・距離関係の予測が困難であることなど、環境条件を決定する数々の複雑な不確定要素があるところ、こうした性質に鑑みると、仮に頻度の少ない最悪の条件を積み重ねた環境条件の下においても無線局の電波受信の保護が図られるように基準を定めなければならないとすると、他の大部分の条件においては過剰な規制とならざるを得なくなるため、電波の能率的な利用を図ろうとする法の目的に反する事態すら生じかねないことになる。

このようなP L Cの特質に鑑みると、いかなる技術基準を満たしたP L C機器について総務大臣の許可を要しないとするかについては、高度に専門的技術的な判断が必要不可欠であるというべきであるから、総務大臣には、許可を要しないP L C機器が満たすべき技術基準を策定するに当たっては一定の裁量権が認められるというべきである。

施行規則は、以上述べたようなことを前提に、後記(イ)で述べるような経緯により、本件技術基準を定めているものである。

(イ) 本件技術基準策定の経緯

a. 政府全体の基本方針

政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(I T戦略本部)は、平成13年3月29日、e-Japan重点計画において、「電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大(2MHz~30MHzを追加)について、放送その他の無線業務への影響について調査を行い、その帯域の利用の可能性について検討し、2002年度までに結論を得る。」(乙第8号証14ページ)と決定した。

また、同本部は、平成15年7月2日、e-Japan戦略Ⅱにお

いて、「家庭内の電力線の高速通信への活用は、他の無線通信や既存の放送等に影響を与える恐れがあるものの、サービス提供基盤整備費用低減、使いやすいシステムの実現、家庭内における高度なIT活用・普及等に極めて効果が大い。従って、研究開発の推進やその結果の公開等を通じて実用上の問題がないことが確保されたものについて活用を推進する。」(乙第9号証12ページ)、「高速電力線ネットワークの利用に向けた研究開発を推進し、他の無線通信や既存の放送等に影響を、実用上回避できることが確保されたものについて規制緩和を行う。」(乙第9号証26ページ)、「宅内での無線と電力線のネットワーク環境の実現が可能となるよう、有効な微出力電波環境に関する先端的かつ実証的な研究開発を推進する。」(乙第9号証28ページ)と決定した。

さらに、同本部は、平成15年8月8日、e-Japan重点計画-2003において、「無線通信や放送等への影響について実上の問題の有無をできるだけ早期に検証するため、2003年度中に電力線搬送通信に係る線路や設備等の条件について検討し、その結果を踏まえ、無線通信に影響を与えない方法で漏洩電波低減技術に関する実験を実施できるよう措置する。また、実験結果の公開や研究開発等を通じて実上問題がないことが確保されたものについて、活用方策を検討する。」(乙第10号証20ページ)旨決定し、平成16年6月15日、e-Japan重点計画-2004において、「無線通信や放送等への影響について、実上の問題の有無をできるだけ早期に検証できるよう、2004年度以降も引き続き漏えい電波低減技術に関する実験の実施を促進する。また、実験結果の公開や研究開発等を通じて実上の問題がないことが確保されたものについて、活用を推進する。」(乙第11号証62ページ)と決定した。

そして、同本部は、平成17年2月24日に決定したIT政策パッケージ-2005において、「電力線搬送通信設備からの漏えい電波が無線通信や放送等へ及ぼす影響について、漏えい電波低減技術に関する実験の実施を促進するとともに、実用上の問題の有無を2005年中に明らかにできるよう、関係者を交えた技術的な検討を進める。」

(乙第12号証14ページ)とし、平成18年1月19日に決定したIT新改革戦略では、「全国でブロードバンド・サービスを利用可能とするために、民主導を原則に置き、公正な競争を確保しつつ、事業者に対する投資インセンティブの付与、地域公共ネットワークの全国整備・共同利用や地域の創意工夫を引き出す等の国による必要に応じた支援、及びブロードバンド無線アクセス、UWB、PLCのような新たな電波利用システム等の実現を図る。」(乙第13号証30ページ)とした。

平成18年7月26日に決定した重点計画-2006では、「家庭内の電力線を用いた各部屋のコンセントからの高速通信を実現するため、高速電力線搬送通信設備に係る許容値及び測定法に関する情報通信審議会での審議を経て、2006年度に電力線搬送通信(括弧内省略)に使用する周波数を拡大(2MHz~30MHzの追加)するための技術基準の策定等の制度整備を行う。」(乙第14号証58ページ)とした。

b 社団法人日本経済団体連合会からの規制改革要望

社団法人日本経済団体連合会は、平成14年(2002年)10月15日、政府に対し、2002年度日本経団連規制改革要望として、「電力線搬送通信の高度化のための環境整備」(乙第15号証12枚目表)を提出した。この中で、「電力線搬送は高速通信を可能とするための有力な手段である。欧米では、既に実証実験や試験サービスが実施さ

れており、一部商用サービスを開始した国もあることから、わが国産業の国際競争力を維持・強化するためにも実証実験を継続し、まずは電力線からの漏洩電波の影響が少ないと考えられる宅内系の実用化を目指すべきである。」とした上で、「使用周波数の拡大によって、当面、宅内系電力線搬送通信を可能とするため、継続的に実証実験が行なえるような環境を整備する。」旨要望した。

また、同連合会は、平成16年(2004年)11月16日、政府に対し、2004年度日本経団連規制改革要望として、「2MHzから30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信(括弧内省略)の商用化に向けた、関係法令の早期改正」を提出し(乙第16号証9枚目裏)、「経済社会活動の様々な分野において情報通信技術を最大限に活用し、わが国産業の競争力強化および国民生活の質的向上を実現するため、さらなる改革を推進する必要がある。具体的には、…高速電力線搬送通信の商用化…などに取り組む必要がある。」(同号証6枚目裏)、「家庭内の電力線の高速通信への活用は、既存のインフラである屋内電線を利用することから、新たな通信線を敷設する必要がなく、家庭内の各コンセントからのブロードバンドアクセスが可能となるなど、国家的課題である国民への早期のブロードバンド普及に大きく貢献することが期待される。また、その利便性から、高速電力線通信に対する国民の期待も高まってきている。高速電力線通信は早期のブロードバンド環境の実現や、デジタルデバイドの解消にも大きく貢献可能であり、実用化に向けての早期の法整備は国民的課題である。」とした上で、「2MHzから30MHzまでの周波数帯を用いる高速電力線搬送通信の商用化を早期に認めるべきである。」旨要望した(同号証9枚目裏)。

さらに、同連合会は、平成17年6月21日、政府に対し、200

5年度日本経済連規制改革要望として、「高速電力線搬送通信(括弧内省略)の早期実用化」(乙第17号証8枚目裏)を提出し、「政府のe-Japan戦略の下、世界最先端のIT国家を目指し、高度な情報通信ネットワークの構築と広くITの利活用の促進が図られるよう、法制度面でのさらなる環境整備を進める必要がある。そのためには、広く経済社会への波及効果が見込まれる、高速電力線搬送通信…など最先端技術の早期実用化…を進める必要がある。」(同号証5枚目裏)、「高速電力線搬送通信は容易にブロードバンド環境を実現するものであり、国家的課題である早期のブロードバンドの普及、デジタルデバイドの解消に大きく貢献することが期待されており、その早期実用化は国家的課題である。」とした上で、「2MHz～30MHzの高周波数帯を用いる高速電力線搬送通信の実用化を早期に認めるべきである。」旨要望した(乙第17号証8枚目裏)。

c 高速電力線搬送通信に関する研究会報告書(乙第5号証)

総務省は、平成17年1月31日から「高速電力線搬送通信に関する研究会」を開催し、漏えい電波低減技術の確認、無線利用との共存可能性・共存条件の検討等を行った。同研究会には、アマチュア無線の振興をその目的とし、アマチュア無線愛好者により構成される社団法人日本アマチュア無線連盟からの構成員も含まれていた(乙第5号証参考資料参-6ページ)。この研究会は、12回開催され(同7ページ)、その間には、研究会の検討結果案である「高速電力線搬送通信と無線通信の共存について(案)」に対する意見公募を平成17年10月21日から同年11月21日までの間に行い、提出された意見を踏まえ、同年12月22日に「高速電力線搬送通信に関する研究会報告書」(乙第5号証)を取りまとめた。

この報告書においては、「建築物内に敷設された電力線を利用して

通信を行う電力線搬送通信を行うための機器（PLC機器）が発生するコモンモード電流^{*1}は、周波数2MHzから30MHzまでの範囲において、…30 dB μ A（準尖頭値）以下であること」とした（同号証60ページ）。そして、この「電流許容値は、国際規格CISPR R22に定められている許容値に等しく、…パーソナルコンピュータ等の情報技術装置から漏えいする妨害波と同程度に制限するもので、十分妥当なものと考えられる」とし、また、「上記の測定法は、…我が国の住宅の電力線の特性を考慮して定めたものである」としている（同ページ）。

d 情報通信審議会の一部答申（乙第4号証）

前記cの研究会報告書を踏まえた上で、総務大臣の諮問機関である情報通信審議会情報通信技術分科会（昭和63年9月26日付け諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」を受け、無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を審議してきた組織）は、平成18年1月23日、「高速電力線搬送通信設備に係る許容値及び測定法」についても審議を開始することとした。

情報通信技術分科会では、同年2月13日から、下部委員会であるCISPR委員会において検討が行われた。このCISPR委員会やPLCの技術的条件について検討を行った小委員会である高速電力線搬送通信設備小委員会にも、高速電力線搬送通信に関する研究会同様、社団法人日本アマチュア無線連盟からの構成員も正式参加ないしオブ

*1 コモンモード電流

平行する2本の導線で同じ方向に流れる電流のこと。漏えい電波の主要な発生源となる。

ザーバとして参加しており、同年4月18日に開催された関係者からのヒアリングの際にも、アマチュア無線局免許人、大学教授等有識者が意見の聴取を受けている。その後、CISPR委員会は、同年6月5日まで検討を行った上で報告を取りまとめ、情報通信審議会に提出した。これを受けて、情報通信審議会は、同月29日に、「高速電力線搬送通信設備に係る許容値及び測定法」についてPLC機器が満たすべき技術的条件等に関する一部答申(乙第4号証)を取りまとめた。

一部答申においては、許容値に関して、①非通信時の許容値は、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする、②通信時における利用周波数帯の許容値は、高速電力線搬送通信設備(注:PLCのこと)により漏えいする電波の強度が離隔距離において周囲雑音レベル程度以下となるようにする、③通信時の非利用周波数帯の許容値は、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする(同号証18, 20ページ)等の許容値設定の基本方針が示され、具体的な電磁妨害波に関する許容値が示された(同号証3, 4ページ)。また、測定法に関して、①一般の電子機器と同様の測定法を適用する、②通信時の測定では、最大通信速度の状態で測定を行う(同号証21ページ)等の測定法の基本方針が示され、具体的な測定方法が示された(同号証5ないし10ページ)。

なお、CISPR委員会の審議の結果、「高速電力線搬送通信に関する研究会報告書」(乙第5号証)における許容値案については、木造住宅からの漏えい電磁界強度が周波数15メガヘルツないし30メガヘルツにおいて周囲雑音を上回る可能性があることが判明したため、PLC機器が発生するコモンモード電流が15メガヘルツないし30メガヘルツにおいて20dB μ A以下であることに修正された(乙第4号証20ページ)。

e 省令の改正

総務大臣は、情報通信審議会により示されたP L C機器の型式指定に係る技術的条件を制度化するため、施行規則の一部を改正する省令案(以下「改正省令案」という。)等を策定し、行政手続法39条1項に基づき、意見公募手続に付した(乙第6号証)。すなわち、改正省令案の新旧対照表等により、題名及び根拠法令条項を明示して(同法39条2項)、平成18年7月12日から同年8月11日までの間(同法39条3項参照)、改正省令案等及び関連資料を、電子政府の総合窓口の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、総務省における連絡先窓口において閲覧に供して意見募集を行った(同法45条1項、乙第6号証)。また、総務省ホームページの「報道資料」欄に掲載して、周知に努めた(同法41条)。

その上で、総務大臣は、提出された44件の意見を十分に考慮した上で(同法42条)、省令改正案については修正の必要がないと判断した(乙第7号証)。

また、総務大臣が、平成18年7月12日、改正省令案について電波監理審議会に諮問したところ(法99条の11第1項1号)、電波監理審議会においては、審理官の主宰の下、同年8月23日、利害関係者に対する意見の聴取が行われ、アマチュア無線局免許人に対しても意見の聴取が行われた。

その後、電波監理審議会は、同年9月13日に、総務大臣から諮問された改正省令案について、「屋内での容易なネットワーク構築に資するものであること、情報通信審議会の答申に従って規定されていること」などを理由に改正省令案を適当とする旨答申した(乙第153号証)。併せて、同年10月4日に、題名、公示の日及び提出意見の概要に意見を考慮した結果を付して、電子政府の総合窓口の「パブリ

ックコメント」欄に掲載して公示した（行政手続法43条1項、45条1項）。また、提出意見の全文については、制定機関の事務所である総務省総合通信基盤局電波環境課に備え付け、閲覧に供した（同法43条2項、乙第7号証）。

総務大臣は、以上の手続を行った上で施行規則の改正等を行い、同日、これを公布した（乙第3号証）。

2 総務大臣による型式指定処分に対する不服申立て等

(1) 総務大臣による型式指定処分に対する不服申立てに関する法制

ア 異議申立て制度

(7) 法又は法に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての異議申立ては、異議申立書を提出してしなければならない（法83条1項）、異議申立てがあったときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない（85条）。

審理は、原則として、電波監理審議会が事案を指定して指名する審理官が主宰し（法87条本文）、異議申立人、利害関係者で審理官の許可を受けた者（参加人。法89条1項）、総務大臣が指定した所部の職員（指定職員。法90条2項）は、審理の期日に出頭して、意見を述べる（法91条1項）、証拠書類又は証拠物を提出することができる（法92条本文）。また、審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人として出頭を求めてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定をさせること（法92条の2）、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くこと（法92条の3）、必要な場所につき、検証をすること（法92条の4第1項）、異議申立人又は参加人を審問することができる（法92条の5）。

かかる審理を経た上で、審理官は、審理に際して、調書を作成し(法 9 3 条 1 項)、当該調書に基づき意見書を作成して、調書とともに、電波監理審議会に提出しなければならない(法 9 3 条 2 項)。

審理官が審理に関する手続においてした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない(法 9 3 条の 3)。

電波監理審議会は、審理官が作成した調書及び意見書に基づき、事案についての決定案を議決しなければならない(法 9 3 条の 4)。

総務大臣は、電波監理審議会の議決があったときは、その議決の日から 7 日以内に、その議決により異議申立てについての決定を行い(法 9 4 条 1 項)、その決定書には、審理を経て電波監理審議会が認定した事実を示さなければならない(法 9 4 条 2 項)。

- (イ) 施行規則 4 4 条 1 項 1 号 (I) における総務大臣による型式指定処分も、「法又は法に基づく命令の規定による総務大臣の処分」であるので、前記 (7) で述べた異議申立て手続により、不服の申立てができることになる。

イ 異議申立てに対する総務大臣の決定に対する司法審査

法又は法に基づく命令の規定による総務大臣の処分に不服がある者は、当該処分それ自体に対する抗告訴訟は認められず、当該処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができ(法 9 6 条の 2。裁決主義)、また、その訴えの管轄については、東京高等裁判所の専属管轄とされている(法 9 7 条)。

(2) 型式指定処分に関する異議申立てに対する決定における司法審査の在り方

ア 司法審査の内容

- (7) 前記 1 (4) アで述べたとおり、総務大臣は、型式の指定の申請があった場合、申請に係る型式が施行規則 4 6 条の 2 第 1 項各号に規定する条件に適合していると認めたときは、型式の指定を行うこととされて

いる(施行規則46条の2第1項柱書き)から、P L C機器に関する型式指定の申請に対する総務大臣の処分の適法性は、まずは、当該申請が本件技術基準に適合しているか否かを見て判断されることになる。

- (イ) もっとも、前記(ア)で述べたことは、本件技術基準が適法であることが前提となっているのであり、異議申立てに対する総務大臣の決定、さらには、その決定に対する司法審査の場合においては、本件技術基準が法の趣旨に照らして適法か否かも判断の対象となり得る。

とはいえ、前記1(4)ウ(ア)で述べたとおり、総務省令において、総務大臣の許可を要しない通信設備の範囲を定めるためにいかなる技術基準を定めるかについては、法の委任の趣旨を逸脱しない範囲内において、総務大臣に専門的技術的な観点からの一定の裁量権が認められているものというべきである。

そして、この観点からすれば、施行規則44条1項1号(1)の総務大臣の型式指定処分が違法となるのは、当該処分が基礎とした技術基準に従ったのでは、漏えい電波が弱く、他の通信設備の機能に継続的かつ重大な障害を及ぼす可能性が低いとは認められないときであるが、上記のとおり、総務大臣には技術基準を策定するについて専門的技術的な観点からの一定の裁量権が認められていることからすれば、電波障害の可能性が学理上少しでも存在するという理由だけでは、直ちに当該技術基準の合理性が否定され法の委任の趣旨を逸脱するということにはならないというべきである。

イ 事実認定の拘束性

- (ア) 異議申立てに対する決定の取消しの訴えについては、電波監理審議会が適法に認定した事実、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する(実質的証拠法則。法99条1項)。

- (イ) これは、裁判所の審査の範囲を法律的なものにとどめ、専門的、技

術的な電波監理審議会の知識経験に基づく事実認定と判断とを尊重する趣旨によるものと解される。

- (ウ) すなわち、仮に、裁判所が自ら自由に事実を確定し、これに基づいて、専門機関である電波監理審議会の判断の適否を判断し得るものと解してしまうと、「専門的の知識経験については、必ずしも十分でない裁判所が専門家のなした事実認定とそれに対する判断を具体的に知ることなくして、自由に事実を認定し、同時に、その当否の判断をなすことになる結果を是認すること」(東京高等裁判所昭和40年6月1日判決・高等裁判所民事判例集18巻3号281ページ)となり、「事実については専門的の知識経験を有する行政機関の認定を尊重し、裁判所はこれを立証する実質的な証拠の有無についてのみ審査し得るに止めようとする規定の趣旨を没却し、法の精神を全く無視することになる」(前掲東京高裁昭和40年6月1日判決、最高裁判所第三小法廷昭和43年12月24日判決・民集22巻13号3254ページ)ものと解される。

したがって、裁判所は、専門家によって構成される電波監理審議会の事実認定を尊重しなければならず、実質的証拠の有無のみを判断し得るにとどまり、自ら証拠調べをして自由に事実の確定をすることはできない(前掲東京高裁昭和40年6月1日判決)。

- (エ) 前記(ウ)で述べたことは、本件のように、本件技術基準の合理性そのものが争点になっている場合には、その合理性に関する電波監理審議会の判断の基礎となった事実についても同様に裁判所を拘束する。

そして、裁判所は、審理において、実質的証拠の有無のみを判断することとなるから、その反面として、当事者は、訴訟において、新たな証拠を提出することができないと解される(前掲最高裁三小昭和43年12月24日判決)。

第3 本件棄却決定が適法であること

1 本件棄却決定の内容

(1) 総務大臣による本件棄却決定

答弁書第4の2(27, 28ページ)で述べたとおり、総務大臣は、原告らによる本件異議申立てについて、電波監理審議会の議に付した上で、電波監理審議会による本件決定案の議決に基づき、本件棄却決定を行ったものである。

(2) 電波監理審議会による本件決定案の議決

電波監理審議会は、平成19年5月24日から平成23年9月6日まで、本件異議申立てについて、本件技術基準の合理性を主たる争点として審理し、本件技術基準における伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の許容値並びにその測定法の策定経緯やその内容等を詳細に検討して、認定し、参考人等からの意見聴取や職権による鑑定を実施した上で、本件技術基準は合理的であると認定し、平成24年11月28日、本件決定案を議決した。

電波監理審議会が適法に認定した事実については、次のとおりである。

ア 本件技術基準における伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の許容値並びにその測定法の策定経緯とその内容

(ア) 許容値策定の基本方針

2メガヘルツないし30メガヘルツを使用する高速の電力線搬送通信と他の無線利用との共存の可能性及び共存条件については、平成14年から総務省の「電力線搬送通信設備に関する研究会」が開催され検討されていたが、平成17年2月に「高速電力線搬送通信に関する研究会」が設けられて、電磁妨害波の許容値設定等に係る基本的な考え方がまとめられた。

そこでの基本方針は、おおむね次のとおり定められた。

- a 非通信時の許容値は、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする。
- b 通信時の利用周波数帯（2メガヘルツ～30メガヘルツ）における許容値は、広帯域電力線搬送通信設備から漏えいする電波の強度が離隔距離において周囲雑音レベル程度以下となるようにする。
- c 通信時の非利用周波数帯（150キロヘルツないし2メガヘルツ、30メガヘルツないし1000メガヘルツ）における許容値は、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする。

ただし、PLC機器が対象となる通信時の利用周波数帯（2メガヘルツないし30メガヘルツ）における具体的な許容値に関しては、現実にはPLC機器が接続される電力線網は千差万別であることから、我が国の代表的な家屋を想定しつつモデル化（理論計算ができるように、現実の家屋内の電力線網を簡単な回路網に置き換えるモデル）を行い、当該モデルにPLC機器を接続して使用したときに、当該家屋の電力線網から放射される漏えい電波を推定し、当該漏えい電波が離隔距離において周囲雑音レベル程度以下となるよう、PLC機器の出力を制限することとする。

(4) 許容値の策定

この考え方は、平成18年1月から開始されたCISPR委員会において検討されて、「高速電力線搬送通信設備に係る許容値及び測定法」の総務大臣に対する答申（乙第4号証）に引き継がれている。その骨子は次のとおりである。

a 屋内配線モデルの仮定（電力線配線の単純化）

単純化した電力線配線を使用した実測結果及び計算機シミュレーションの結果から、電力線から放射される電波は、電力線に平衡度

を大きく左右するような電気・電子機器が接続されていなければ、電力線の分岐やスイッチの影響をあまり受けないこと、漏えい電波を発生する原因は電力線に流れるコモンモード電流であるが、コモンモード電流の値は、P L C 信号の電圧、線路の平衡度を示す指標である縦電圧変換損 (L C L) ^{*1}、コモンモードインピーダンス (C M Z) ^{*2} 及びディファレンシャルモードインピーダンス (D M Z) ^{*3} などの物理量から大略推定できること、実際の家屋等内の電力線に関する実験結果から、同一家屋内の電力線を伝搬する P L C 信号は、同相同一回路（分電盤等を経由せず、電力線で直接接続されている回路）に属するコンセント間で 10 デシベルないし 20 デシベル程度、分電盤で分岐される別回路間で 20 デシベルないし 80 デシベル程度減衰することが分かったので、その結果を踏まえ、モデル家屋として 2 階建ての家屋を想定し、その各階に長さ 20 メートルの地面と平行に施設された電力線 1 本（2 階建てなので計 2 本）、1 階

***1 縦電圧変換損 (L C L)**

電力線の平衡状態の程度を表す物理量であり、数字が小さいほど平衡状態が悪いことを、すなわちディファレンシャルモード電流からコモンモード電流に変換されやすいことを示している。

***2 コモンモードインピーダンス (C M Z)**

コモンモード電流の流れにくさを表す物理量で、数字が大きいほど電力線網を流れるコモンモード電流が小さくなる。

***3 ディファレンシャルモードインピーダンス (D M Z)**

ディファレンシャルモード電流の流れにくさを表す物理量で、数字が大きいほどディファレンシャルモード電流、すなわち、P L C の信号電流が流れにくくなる。

と2階の電力線を結ぶ長さ5.6メートルの地面と垂直に敷設された電力線1本の計3本を置き、各電力線のそれぞれの中央にP L C機器が1台ずつ設置された電力線配線を仮定した。

b 上記モデルを流れるコモンモード電流による漏えい電波

上記aのモデルに置かれたP L C機器が原因となって発生する漏えい電波は、時刻と場所によって変動するが、漏えい電波の影響を検討するという課題の性質から、家屋内で発生する漏えい電波が最大になるときを考えることとした。そのため、上記aで想定した3台のP L C機器は、互いに依存することなく独立して動作するものとし、その影響の総和を採ることとした。なお、屋内に設置されたモデルの電力線を流れるコモンモード電流の値及びこれによって発生する漏えい電波の電界強度の関係は、理論計算によって求めた。

c P L C機器に適用すべき許容値の計算

上記bで計算したものは、電力線のそれぞれに最大1ミリアンペア（60デシベルマイクロアンペア）のコモンモード電流が流れると仮定したときの漏えい電波の強度である。コモンモード電流値と電力線から発生する電磁波の強度は比例関係にある。したがって、上記bの結果から逆に漏えい電波の強度を決めれば、当該電波を発生させるコモンモード電流値が求められることになるとした。

そこで、この漏えい電波が、離隔距離において、目安となる周囲雑音レベル程度となるコモンモード電流を逆算して求めた。この計算を行う上で採用した考え方の代表的なものは、以下のとおりである。

(a) P L C機器の妨害波の許容レベル

2メガヘルツないし30メガヘルツの周波数の電波を現に使用している無線局等について、各無線局等に設置されている受信機

が受信できる最も弱い電波の強度（無線局等の受信感度レベル）と周囲雑音レベルとを比較したところ、周囲雑音の強度は、無線局等の感度レベルと同程度かそれよりも強いことが分かった。すなわち、多くの無線局等において、周囲雑音によって受信性能が制限されていることになる。また、現実の周囲雑音のレベルは、時刻によっても大きく変動する。これらのことから、P L C 機器が原因となって発生する漏えい電波についても、各無線局等の受信感度レベルまで低下させなくとも、周囲雑音レベル程度以下まで抑制すれば、無線局等と共存可能（現に運用している無線局等の機能に障害を与えない）と考えた。また、周囲雑音レベルを検討するに当たっては、我が国においてP L C 機器を使用する代表的な環境として、商業環境、住宅環境及び田園環境の三つを考えた。商業環境はいわゆるビジネス街を、住宅環境は住宅地を、田園環境は農村地域を想定している。

このうち、人口が多い住宅環境について参照したのは、国際電気通信連合（I T U）の勧告「I T U-R_P.372-8」における住宅環境の値であるが、この勧告における住宅環境とは、2000平方メートルに1軒以上の住宅がある環境を想定しており、また、現在のように電波を発生させる電気・電子機器が多くない1970年代に米国で測定された値を基に規定されたものであって、我が国の住宅環境からは乖離していると思われることから、我が国における典型的な住宅地における周囲雑音値を3か所（さらに、それと比較検討するため他に2か所）において測定し、その中で住宅環境としては周囲雑音が低いと考えられる測定値をもって、目安とする周囲雑音レベルとすることとした。なお、商業環境及び田園環境については、住宅環境ほど極端な乖離はないこ

とから、前記ITU勧告の値をそのまま用いることとした。

(b) 離隔距離

本件技術基準が、あくまで隣家に影響を及ぼさないためのものであることから、PLC機器が設置されている場所の直近の場所における漏えい電波が問題なのではなく、PLC機器が設置された家屋の隣の家屋に設置された無線局等の位置における漏えい電波の強度が問題となると考えた。この場合、PLC機器の設置点から隣家に設置された無線局等の位置までの距離（離隔距離）を見込み、その距離だけ漏えい電波が大気中を伝搬することによる減衰を見込むことができる。この距離の値は、田園環境については、CISPR規格で標準的な離隔距離として採用されている30メートル、商業環境では同じく10メートルとした。住宅環境については、CISPR規格で標準とされているのは30メートルであるが、30メートルでは我が国の住宅環境には適合しないと考えられることから、商業環境と同様に10メートルとした。この10メートルという値は、本件技術基準検討当時に客観資料として入手することができた平成10年住宅・土地統計調査（該当統計表の抜粋が乙第97号証）に基づき、わが国で最も住宅事情が厳しいと考えられる「東京都心より10キロメートル以内」の1戸当たりの面積が106平方メートルであることから適当と考えた。

(c) 家屋等の建材による減衰

電波が大気中を離隔距離だけ伝搬することによる減衰は、PLC機器を設置した場所と、その影響を受ける無線局等が設置された場所との間に障害物がないときのものであるが、本件技術基準の想定では、本件PLC機器は屋内に設置することとされている

ことから、少なくとも、P L C機器を設置した家屋等において、その建材による減衰を見込むことができるとした。そのため、家屋等の構造物による電波の減衰量をモデルにより計算した。

(d) 一般的な周囲雑音レベル程度以下となると考えられる許容値

以上で導出した各数値から、コモンモード電流を準尖頭値で30デシベルマイクロアンペア、平均値で20デシベルマイクロアンペアに制限すれば、田園環境及び商業環境の離隔距離において、一般的な周囲雑音レベル程度以下になると考えた。さらに、この値を満足するP L C機器を作成し、上記(a)で述べた3か所の住宅に設置して漏えい電波を実際に測定した結果、住宅環境において、15メガヘルツないし30メガヘルツの周波数については上記の値より10デシベル低い値、すなわち準尖頭値で20デシベルマイクロアンペア、平均値で10デシベルマイクロアンペアに制限すれば、離隔距離において、一般的な周囲雑音レベル程度以下になると考えられたことから、これらの値を許容値として採用することとした。

なお、本件技術基準では、妨害波の程度を評価するために、この平均値と準尖頭値を規定し、この両者の条件を満たすことを必要条件としている。この考え方は、電波障害の程度を規定する国際的な規格であるC I S P R規格の考え方と同一である。

(ウ) 許容値との適合性を測定する測定法

許容値との適合性を測定する測定法の基本的な考え方は、以下のとおりとした。

a 一般の電子機器と同様の測定法を適用すること

一般に、機器のきょう体の寸法が電波の波長よりも十分小さい場合には、この周波数の妨害波のエネルギーは主として伝導妨害波と

して機器の信号線や電力線を伝搬し、機器のきょう体の寸法が電波の波長と同程度以上である場合には、妨害波のエネルギーは主としてきょう体から直接放射され、放射妨害波として現れる。

PLC機器の寸法は10センチメートルないし1メートル程度であることから、電波の波長がこれよりも十分に長くなる30メガヘルツ以下(波長10メートル以上)の周波数については、PLC機器から発生する妨害波は主として伝導妨害波として現れることになる。すなわち、PLC機器のきょう体の寸法が波長より十分小さくなる30メガヘルツ以下の周波数帯については、漏えい電波の発生源は主として屋内の電力線を流れる伝導妨害波、この場合はコモンモード電流であり、したがって、このコモンモード電流をきょう体近傍で測定することになる。これより高い周波数帯については、漏えい電波がきょう体及びその近傍の電力線から直接放射されるため、この電界強度を測定する。

b 通信時の測定では、最大通信速度の状態で測定を行うこと

本件技術基準で行うこととしている測定は、大きく分けて2種類(30メガヘルツ以下の周波数に対する伝導妨害波測定(コモンモード電流等の測定)及び30メガヘルツ以上の周波数に対する放射妨害波測定(電界強度の測定))であり、また、伝導妨害波測定は、更に二つ(PLCによる通信を行っているときの測定及び機器の電源は入っているが通信を行っていないときの測定)に分けられる。

ただ、放射妨害波測定については、PLCによる通信を行っているときの方が通信を行っていないときよりも放射妨害波の電界強度は強いので、PLCによる通信を行っているときのみ測定すればよいこととしている。

PLCによる通信を行っているときの伝導妨害波の測定について

は、PLCが電源線に信号電流を流すという通信機器としては特殊な形態の機材であるため、既存のCISPR規格をそのまま適用することができない（既存のCISPR規格では、電源端子と通信端子が別に存在する、例えば電話線に接続するモデムのようなもののみ規定されていて、PLCに係る規格については策定作業中である。）。

総務大臣が規定した測定法は、測定に使用する測定器具（インピーダンス安定化回路網。なお、この特性を決める物理量としては、コモンモードインピーダンス、ディファレンシャルモードインピーダンス、LCの三つがある。）をわが国の電力線網の実態に適合するように作成することによって、妥当な測定ができるようにした。

(I) 理論値の妥当性についての検証

総務大臣は、以上のとおり理論的に導出した許容値及び測定法を定めたが、理論的導出の過程では、近似や簡略なモデル化が行われ、その妥当性も検討されたものの、現実の製品に適用した場合には、想定外の動作をすることもあり得る。

そこで、CISPR委員会は、平成18年5月に、上記の許容値及び測定法を適用したPLC機器を試作して、北本市、横須賀市及び日立市の3か所で実環境の下で測定をし、公開実験による許容値及び測定法の妥当性の検証を行った（比較検討のために武蔵野及び初声の2か所でも測定を行った。）。その結果、漏えい電波の強度が周囲雑音レベルを上回る可能性がある周波数帯（15メガヘルツないし30メガヘルツ）が存在することが分かったことから、従来の許容値案（乙第4号証20ページ）を見直し（具体的内容は乙第4号証96ページ以下に記載されている。）、PLC機器から漏えいする電波の強度が様々な環境において周囲雑音レベル以下となるように、当該漏えい電波の発生源であるコモンモード電流の許容値を当該周波数帯について10

デシベル小さい値に修正し、その結果、屋内の電力線に流れるコモンモード電流を準尖頭値で20デシベルマイクロアンペア、平均値で10デシベルマイクロアンペアに制限すれば、田園環境及び商業環境の離隔距離において、漏えい電波の強度が一般的な周囲雑音レベルになると予想された。そこで、これらの数値をPLC機器の技術基準（許容値）とした（乙第4号証98ページ）。

情報通信審議会は、この修正後の許容値であれば、様々な環境において、PLC機器からの漏えい電波の強度が、周囲雑音レベル以下になると考え、その答申を受けた総務大臣も同様に考えた（以上につき、乙第3号証、乙第4号証、乙第5号証、乙第81号証、乙第84号証、乙第94号証ないし第97号証、乙第141号証及び杉浦参考人の尋問の結果）。

イ 周囲雑音の意味及びその測定方法の合理性について

総務大臣による電磁妨害波の許容値設定の基本方針では、「通信時の利用周波数帯（2MHz～30MHz）における許容値は、広帯域電力搬送設備から漏洩する電波の強度が離隔距離において『周囲雑音レベル』程度以下となるように定める」とされている。

（ア）「周囲雑音」の概念について

「周囲雑音」という概念を導入した目的は、PLC機器からの漏えい電波が他の無線設備（局）に与える影響の程度を画することにある。具体的な適用を考えると、個々のPLC機器が発生原因となる漏えい電磁波により影響を受ける可能性がある無線設備（局）は、PLC機器を設置する場所の近隣において運用されるものに限定される。また、実際の周囲雑音測定においては、雷等による自然雑音、電気・電子機器等による人工雑音、通信・放送波といった各成分を正確に判別することはおよそ不可能である。さらに、本件技術基準は、当該無線設備

(局)の受信を保護する限りにおいて策定されるものであることを考慮すれば、当該無線局が受信目的とする希望波以外の通信・放送波は、その他の自然・人工雑音と同様に、希望波に対して妨害効果をもたらす周囲雑音に含まれると解するのが相当である。このような点から、総務大臣は、周囲雑音について、「機器や装置、システムの性能を劣化させる虞がある電波」のことであって、通信波（無線機由来の電波）や放送波（放送送信機由来の電波）も、これを利用しない者にとっては区別せずに「周囲雑音」に含めるものと定義したことが認められる（乙第4号証，乙第94号証ないし第103号証，乙第108ないし第111号証，乙第131号証，杉浦参考人の尋問の結果）。この総務大臣の考え方は、首肯することができる。

(イ) 周囲雑音の測定における測定系の感度について

「高速電力線搬送通信に関する研究会」が周囲雑音レベルを検討するに当たっては、当初、他に参照すべき信頼できる資料がなかったため、1970年頃の測定結果である国際電気通信連合（ITU）の勧告「ITU-R_P.372-8」に記載されている人工雑音の値のみ参照したことがうかがわれる。その後、前記ア(イ)のとおり、平成18年5月に至り、CISPR委員会は、本件技術基準案の合理性を検証するため、北本、日立、横須賀YRP、武蔵野、初声の5か所において、当該技術基準案を満足する実際のPLC機器を実環境で動作させ、その漏えい電波の電界強度を測定し、周囲雑音と比較したところ、一部の突き出しが見られたことから、本件技術基準案の合理性を検証して電界強度の許容値を見直し、最終的に、許容値の検討に当たって参照する周囲雑音の代表値を、通信時において、2メガヘルツないし15メガヘルツでは毎メートル28デシベルマイクロボルト、15メガヘルツないし30メガヘルツでは毎メートル18デシベルマイクロボルト

トとして統一的な測定要領（乙第94号証）を定めた（なお、それに従って得られた測定結果及び全データは、乙第95号証，乙第96号証，乙第98号証ないし第103号証，乙第108号証ないし第111号証参照。）。

総務大臣の測定系の能力については、全周波数帯にわたり通信・放送波が非常に大きな入力で入感しているなど測定フロアよりも大きな電界の存在がうかがわれ、測定点におけるトータルの電界強度に対し十分な測定能力を有していたと認められる（乙第4号証参考資料2，乙第95号証，乙第96号証，乙第98号証ないし第103号証，乙第108号証ないし第111号証）。むしろ、これ以上高い感度を持つ測定装置を用いた場合、通信・放送波の強力な入感に対して測定器の飽和が起こり、正確な計測が困難であったものと思料される（舟木鑑定人の鑑定においても、この考え方に沿ってアンテナの選定や減衰器挿入などの測定方法が決められている。）。

なお、総務大臣は、本件技術基準を策定する際に、上記(7)の意味の周囲雑音を実測してその最高値をそのまま採用したわけではなく、平均値と準尖頭値を実測し、通信波や放送波の突き出しを捨象した場合のノイズレベルを「周囲雑音レベル」として、これを基準にして許容値を定めた。すなわち、総務大臣は、実測において支配的大きさを占め、かつ他の雑音と識別が困難な通信・放送波の影響を、極力排除するよう努めており、実環境において継続的かつ重大な混信を回避するためのマージンを十分見込んだ「周囲雑音レベル」が設定された（乙第182号証）のであり、これは、実環境の下で実測された周囲雑音の値よりも相当に低い水準の値によって決められた、いわば理論値である（以上につき、乙第4号証，乙第94号証ないし第103号証，乙第108ないし第111号証，乙第131号証，杉浦参考人の尋問

の結果、鑑定人舟木の鑑定結果)。

ウ PLC機器から発生するコモンモード電流の許容値の合理性

(ア) 測定方式について

CISPR委員会では、漏えい電波を電界強度により測定することは、現実の家屋では多くの電波が混在することから現実的な方法ではないと考え、ISN接続時のPLC機器とISNとの間でのコモンモード電流の測定による規制方法を選択したが、その基準値の策定に際しては、あらかじめの数値シミュレーション、実験及び複数家屋における実測等の結果を踏まえ、単純化した家屋の配線モデルをもとに、集中定数回路（回路上の素子が1点に集中しているとした電気回路モデル）として扱い、PLC機器から電力線に流れるコモンモード電流と、一定の離隔距離において発生するPLC機器からの漏えい電波強度との関係を求め、PLC機器から漏えいする電波の強度が一定の離隔距離において周囲雑音レベル以下となるよう、実測による評価と修正を加え、PLC機器から発生するコモンモード電流に係る基準値及び測定法を規定した。このようにCISPR委員会においては、漏えい電波の許容値を設定する際に、屋内電力線網が分布定数回路としての挙動を示す可能性があることを前提としつつ、これを集中定数回路で模擬する考え方を採用したことが認められ、この考え方に対して定性的な問題点の指摘はあったものの、分布定数回路を前提とする現実的かつ具体的な代替案の提案はなかったことがうかがわれる（以上につき、乙第4号証、乙第141号証、杉浦参考人の尋問の結果）。

(イ) フォールデッドダイポール形成等について

LCLから（屋内配線の一部に局在する）コモンモード電流が推測できないこと及び配線内の分岐折り返し部分が半波長に等しい周波数を放射するアンテナとして働くこと（フォールデッドダイポール形成）

については、いずれも特殊な条件下で発生する可能性はあるものの、これらはいずれも、電力線網の態様に応じ、特定の周波数において顕著に発生する現象であり、当該周波数において漏えい電界強度が極大化したとしても、近傍で同周波数の希望波を受信する無線局が存在しなければ被害は発生しないことから、被害発生の条件が全て整う確率は0ではないにしても、極めて小さいと推測できる。本件型式指定処分が行われてから今日まで、アマチュア無線のみならず短波帯全体においてPLC機器による有害混信が確認されていないことから、この推測が裏付けられる。逆に、そのような共振類似の現象が起こる条件下では、どれだけ規制値を厳しくしても、当該周波数で漏えい電磁波が大きくなる可能性を完全に排除することはできない。

(ウ) 許容値設定に用いたモデル家屋の設定について

家屋のコンセントから見たLCLの統計的分布については、「高速電力線搬送通信に関する研究会」において総計487個の実在家屋のコンセントを調査し、利用周波数帯全域を掃引して調査していることがうかがわれるので、家屋の電力線網の不均衡度を推測するための網羅性が不十分であるとはいえない。

もっとも、モデル家屋については、「高速電力線搬送通信に関する研究会」で用いたもの以外に、より厳しい屋内配線環境を設定して検討を試みる余地があったものと考えられる。しかしながら、一般家庭の多岐にわたる屋内配線環境等を想定すれば際限がなく（負荷の接続についても、電力線の不均衡度を増す方向で作用し得る一方、PLC機器からの信号電流を吸収しコモンモード電流を減衰させる効果も指摘されており、漏えい電磁波に対してどのように働くか一概に決められないことから、普遍性が必要なモデルに含めることは困難である。）、実験環境の構築や計算機処理のプログラミング等、高速電力線搬送通

信に関する研究会及び情報通信審議会の枠組みの中で検討可能なケースの数に一定の制約が存在することから、本質を損なわない範囲での検討の簡素化は許容されるべきである。

エ コモンモード電流をコンセントで測定すれば足りるとした方法の合理性について

(7) 漏えい電波自体の電界強度での規制について

PLCと他の無線利用との共存を図るために漏えい電波を周囲雑音以下にすることを規制の目的とするのであるから、理論上は、周囲雑音と直接比較できる漏えい電波の電界強度での規制が望ましいことではある。

しかし、漏えい電界強度による規制方法を採用すると、型式指定に係る要件の統一性・再現性・簡便性に著しく欠けるとともに、実際の家屋の周辺で電界強度測定を行うことが技術的・経済的に困難であるケースが大部分で、PLCユーザー及びメーカーに過大な負担を与えるおそれがある。そこで、CISPR委員会は、PLC機器を使用した場合に、他の無線利用に妨害となる漏えい電波が生じる原因はコモンモード電流であり、理論的には、漏えい電波の電界強度は、コモンモード電流の大きさと相関関係を有することから、PLC機器の技術基準を策定するに当たっては、コモンモード電流を制限すればよいと考えたことが認められる（乙第4号証、杉浦参考人の尋問の結果）。

もっとも、北川参考人等によれば、PLC機器による漏えい電波の電界強度だけを周囲雑音と区別して測定することは理論上は不可能でないことが推認できる（CISPR委員会における実地測定においてもこの方法が取られている）が、CISPR委員会は、許容値を測定可能でかつ無線障害の抑制に効果的なものにし、また、他の電気・電子機器の電磁妨害波の許容値との整合を図るために、コモンモード電

流で規制する方法を選択したことがうかがえる（乙第141号証）。

(イ) 屋内配線上で均一でないコモンモード電流の最大値を把握することについて

そもそも、技術基準に示されるコモンモード電流の許容値は、告示に係る測定法に従い I S N^{*1} に接続した際の測定値に対するものであり、型式指定を受けた P L C 機器であっても、実際にこれを使用する家屋のコンセントにおけるコモンモード電流は、一般に I S N での測定値とは一致せず、まして屋内配線の一部に局所的に流れるコモンモード電流の最大値を規定するものでないことは総務大臣も認めている。本件技術基準の目的はあくまで P L C 機器の使用に起因する漏えい電磁波の抑制にあり、その大きさは多種多様な状況にある実在家屋の電力線網について、配線各部のコモンモード電流の寄与分を積分したもので決まる。

仮に I S N 接続時の測定値が実在家屋のコンセントでのコモンモード電流をほぼ模擬していると仮定しても、重大な問題につながる可能性は低いと考えられる。

コンセントの地点でのコモンモード電流値が屋内配線内部の状態を全て反映しないケースとしては、

- a 配線形状及び不平衡負荷（分岐やスイッチに起因するものを含む。）の配置により、コンセント部分を含まないコモンモード電流の流路ができています
- b 屋内配線が長く、そのような流路が測定コンセントから遠い位置

*1 I S N

インピーダンス安定化回路網のこと。

にあるため、コモンモード電流が減衰して過小に測定される（分布定数回路の考え方を適用すべき）

- c 屋内配線が有限長であるため、配線上に定在波が発生し、測定コンセントの位置が丁度その節に当たる

等の場合が考えられる。

このうち、aについては、電力線網の態様等に応じ特殊な条件下で発生する可能性はあるものの、被害発生条件が全て整う確率は、0ではないにしても極めて小さいと推測できる。bについては、仮にコモンモード電流の流路上にPLC機器から直接信号の入力がなく、コンセントまでの間において指摘のような減衰が生じるほど長大な線路であれば、PLC機器からの信号（コモンモード電流の源であるディファレンシャルモード電流^{*1}）自体も減衰して到達すると考えられること、cについては、特定の周波数において発生する現象であり、結果として継続的かつ重大な混信が発生する可能性は極めて小さいと考えられることから、技術基準に定める測定法において全使用周波数帯の試験を行うことにより想定したレベルを超える漏えいは、ほぼ抑えられていると考えられる。

(ウ) CISPR等における議論について

CISPR等の国際標準化機関においては、欧州提案（アマチュア無線バンド等に対するノッチフィルターの適用及び送信電力密度制限の適用による規制の導入を盛り込んだ提案）と日本提案（基本的に本件技術基準に基づく規制内容）の2方式を入れた委員会草案が検討さ

*1 ディファレンシャルモード電流

平行する2本の導線で大きさが等しく、かつ、逆方向に流れる電流。

れていたが、結論が出たわけではなく、標準化・規格化には至っていないことが認められる（乙第155号証）。この点については、現在までのところ状況に変化はない。

なお、CISPR 22のクラスB機器の規制方法との関係については、通信線と電力線の性質の違いは認識されており、これらを同一視して技術基準を定めたものでないことは高速電力線搬送通信に関する研究会報告書（乙第5号証。なお、本件決定案34ページには「乙4号証」とあるが、乙第5号証の誤記であると思われる。）からも明らかである。検討の結果、同様の測定法及び当該測定時のコモンモード電流許容値が適用でき、PLC機器を介して通信を行うクラスB機器の規制と整合性があることが言及されたにすぎない。

オ 本件PLC機器の市販状況と被害（電波混信・妨害）の有無について

(7) 本件型式指定処分を受けた業者が製造した本件PLC機器の出荷台数は、平成20年8月末現在で65万台と推定される。

(i) 総務省に対する電波混信・妨害申告の総件数は平成19年度で2876件であり、電波監視等で確認した不法無線局の出現数は、延べ1万2072件であったが、その中で本件PLC機器からの漏えい電波を巡る案件は1件のみであり、それも調査中に申告が撤回されたので、これまで措置事例としては1件もないことが認められる。

(ii) 市販されている本件PLC機器からの漏えい電波によりアマチュア無線家等が受けた被害について、地方総合通信局等の調査によれば、PLC機器に関する型式指定処分を開始した平成18年度から平成21年度までに、総務省が受理した混信申告のうち、本件PLC機器からの漏えい電波が原因でアマチュア無線に障害が発生したと確認したものはないことが認められる。なお、本件PLC機器からの漏えい電波が原因でアマチュア無線に障害が発生しているのではないかとの申告があったもの

は、関東、北陸、東海及び近畿総合通信局並びに沖縄総合通信事務所管内の5件であったが、いずれにおいても本件PLC機器からの漏えい電波によってアマチュア無線家等が被害を受けた事実は確認されなかった(以上につき、乙第123号証、乙第161号証ないし第172号証)。

2 電波監理審議会の実事認定を前提とすべきであること

(1) 電波監理審議会の実事認定は実質的な証拠に基づいた認定であること

前記1(2)で述べた事実については、電波監理審議会が申立人(原告ら)及び総務大臣が提出した証拠(甲第1号証ないし第207号証、乙第1号証ないし183号証)、参考人北川、参考人杉浦、原告青山及び原告土屋の各尋問結果並びに職権により実施した鑑定人舟木による、指定した条件の下での現地における漏えい電波等の測定結果に基づいて認定したものであり(本件決定案14ページ)、いかなる証拠からいかなる事実を認定したかについては、本件決定案にも明示されている。

そして、その事実認定については、いずれも、証拠から合理的に認められるものであり、実質的な証拠に基づいた認定であるといえる。

(2) 原告らの主張は失当であること

これに対し、原告らは、本件技術基準における許容値の設定や測定方法に誤りがあるなどとした上で、PLC機器が広帯域において大きな妨害電波を発生させる旨主張し(訴状24ページ等)、本件型式指定処分を適法と判断した電波監理審議会が行った事実認定が実質的な証拠に基づいていない旨主張する(訴状34ページ以下)。

しかしながら、原告らの主張は、結局は、実質的な証拠があることを前提に、電波監理審議会の実事認定の当否を問うものであって、実質的証拠法則に反し、失当である。

3 総務大臣の本件棄却決定は適法であること

(1) 本件技術基準が合理的であること

総務大臣による本件棄却決定は、電波監理審議会の本件決定案を基礎としているところ、電波監理審議会は、総務大臣が情報通信審議会の答申を経て採用した本件技術基準の前提となる漏えい電波の許容値及びその測定法については、科学的には別の理論や方策等を考える余地があるとしても、法制度上、漏えい電波の有無・程度について客観的かつ現実的な評価ができるようにとの観点から、一定の近似、前提を置いた理論に基づいて導出したものであることがうかがわれ、全体としての合理性が認められるとして、本件技術基準が合理的であると認定した(本件決定案第3の2(8)・37ページ)。

本件技術基準は、前記第2の1(4)ウで述べたとおり、政府の基本方針や経済団体等の要望を受けて制度整備することとされ、高速電力線搬送通信に関する研究会報告書(乙第5号証)及びこれを踏まえた情報通信審議会の一部答申(乙第4号証)を受けて策定されたものであるところ、高速電力線搬送通信に関する研究会及び情報通信審議会においては、様々な利害関係者等の意見を参考としながら、我が国の住宅の電力線の特性を考慮しつつ、PLCにより漏えいする電波の強度が、様々な環境において周囲雑音レベル以下になると考えられる許容値を算出したものである。本件技術基準は、このような専門的技術的に十分な考慮を経た上で採用された許容値を基準としたものであるから、本件PLC機器により漏えいする電波の強度は周囲雑音レベル以下となると考えられるのであり、かかる本件技術基準は、他の通信設備の機能に継続的かつ重大な障害を及ぼす可能性が低いと認められる基準として合理的なものといえ、法の委任の趣旨を逸脱するものではないといえる。

(2) 本件型式指定処分は適法であること

本件型式指定申請においては、本件PLC機器製造・販売業者から、施行規則46条2項の規定による平成14年総務省告示第544号(高周波

利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式を定める件)において規定する様式に、同条1項5号に規定する各項目を記載した申請書が提出された。

そして、総務大臣は、本件型式指定申請に対し、施行規則46条の2第1項5号に規定する条件(本件技術基準)に適合していることの審査を行い、適合していると認め、本件型式指定処分を行ったものである。

このように、総務大臣は、本件型式指定処分に関して法令で定める手続に則り、法令に定める条件に適合していると認めたものであるところ、前記(1)のとおり、本件技術基準は合理的であるから、本件技術基準に従ってなされた本件型式指定処分も、総務大臣に認められた裁量権の範囲を逸脱せず、適法である。

(3) 本件棄却決定は適法であること

答弁書第4の2(27及び28ページ)で述べたとおり、本件型式指定処分に対して、原告らから本件異議申立てがなされたことから、総務大臣は、法85条に基づき、本件異議申立てを電波監理審議会の議に付したものであり、電波監理審議会における審理の結果、本件決定案が議決されたことから、法94条1項に基づき、議決の日から7日以内に、本件異議申立てを棄却する旨の本件棄却決定を行ったものである。

そして、本件棄却決定は、本件型式指定処分が適法であるとの判断を維持したものであり、前記(2)のとおり、本件型式指定処分が適法であることは明らかであるから、本件棄却決定も適法であることは明らかである。

4 小括

以上のとおり、本件棄却決定は適法である。

第4 結語

以上のとおり、本件技術基準は合理的であり、本件技術基準に従ってなされ

た本件型式指定処分は適法であるから、本件異議申立てには理由がないとして棄却した本件棄却決定は適法である。

したがって、原告らの請求の趣旨第1項の請求は、理由がないから、いずれも棄却されるべきである。

以 上